

【総務部】

- 1 今年度菅政権が発足したが、これまでの政権と同様に「憲法 9 条」改憲を明言している。これは日本を「戦争する国」へ突き進もうとするものであり、多くの国民が反対している。国に対して明確に憲法 9 条改憲反対の意思を表明すること。
- 2 昨年来の外交問題や消費税の増税、新型コロナの蔓延や九州豪雨災害など、県民は景気後退の中で塗炭の苦しみを味わっている。国内総生産の年率換算 28.1%もマイナスと公表されている。その主要な原因は 2019 年 10 月の消費税を 10%に引き上げたことにもある。よって最悪の不公平税制である消費税は直ちに廃止し、当面 5%への減税を実施するよう国に要求すること。
- 3 2019 年 10 月からの消費税増税により今後インボイスの導入が行われようとしている。小規模企業ほど負担が重く、取引から排除されるか課税事業者に転換しなければならないような仕組みとなっている。このような仕組みは導入しないことを国に求めること。
- 4 県民税や事業税などの納税については、景気後退及び非正規雇用の拡大などによって県民のくらしは疲弊しきっており、税金を「払いたくても払えない」状況が続き滞納も発生している。滞納については個々人の状況をよく勘案して、納税相談の徹底や、徴収の猶予や換価の猶予制度を滞納者に周知し、その対応も国税庁発行の「納税の猶予等の取扱要領」に則した対応をすること。
また、コロナ禍の中、納税が困難な県民に対して納税猶予などの制度を積極的に周知徹底すること。
- 5 行財政改革のもと、県職員の削減が続けられており、過労死なども生じている。長時間労働削減のためにも職員を増員すること。また職員については、非正規ではなく正規職員を雇用すること。

【生活環境部】（ジェンダー平等社会（性差による差別のない社会）の推進等）

下線部は総務部

- 1 ジェンダー平等の国際的な比較を示すグローバルジェンダーギャップの 2019 年の調査では、わが国は 153 か国中 121 位と著しく遅れている。ジェンダー平等の早期実現を目指す立場から以下の施策を行うこと
- ② 「男は仕事、女は家庭に」という性的役割分担の意識を変革し、家事の家族的責任を男女ともに担える環境を県庁内から進めること

【商工観光労働部】（ジェンダー平等社会（性差による差別のない社会）の推進等）下線部は総務部

- 1 ジェンダー平等の国際的な比較を示すグローバルジェンダーギャップの2019年の調査では、わが国は153か国中121位と著しく遅れている。ジェンダー平等の早期実現を目指す立場から以下の施策を行うこと
- ② 男女雇用の機会均等法を抜本的改正し、雇用の平等を実現するよう国に求めるとともに、県自身が率先垂範してその実現に努めること
- ③ 県庁での女性の幹部人事の登用などを進め、政策・意志決定の場への女性の参加の機会を抜本的に拡充すること。

【企画振興部】

- 1 九州豪雨災害で不通となっている J R 久大本線は、住民生活、通学、観光産業にとっても重要な路線である。2017 年に被災崩落した花月川鉄橋のように早急な復旧を J R 九州に求めること。
- 2 東九州新幹線の整備計画路線への格上げの取組については、完成するにも相当の期間を要し、今後の産業構造、地域経済の構想も示さないまま、莫大な税金を投入するような新幹線の構想は、税金の使い方としては再考すべきである。県民の合意のない整備計画路線への格上げの取組は行わないこと。
- 3 太平洋新国土軸構想の豊予海峡ルート構想について莫大な費用がかかり新たな県民負担も予想される。このような事業については協議会からの脱退と事業そのものを中止すること。
- 4 J R 九州のスマートサポートステーション導入に伴う駅の無人化について、障がい者団体や高齢者、通学等する子供たちの声を真摯に受けとめ、今後の無人化を中止することを J R 九州に強く求めること。また、すべての駅のバリアフリー化を促進すること。
- 5 高齢者による自動車運転事故が相次ぐ中で、高齢者に対する交通手段の確保や移動支援のニーズが高まっている。しかしながら、地域のタクシー会社が経営危機に陥るなどの状況もある。大分県としてバスやタクシーなどへの補助金の増額をすすめるなど、交通手段の確保への施策を強化すること。

【福祉保健部】

（年金問題）

- 1 2021年度から物価と賃金のどちらか低いほうの変動率にあわせて年金額を改定する「新改定ルール」が実施されます。コロナ禍で経済が落ち込む中、賃金は大幅に落ち込むことが予想されます。となれば、来年度の年金額も大幅に引き下げられることが予想されます。県民の中には「賃金下がったのだから、年金が下がるのは仕方ない」と思われる方もいると思います。しかし、日本の年金は「賦課方式」で、現役世代から集めた保険料を支給するというものです。2019年度の年金収支決算は、厚生年金・国民年金とも黒字です。（厚生年金3315億円、国民年金1631億円）ですから、財源はあります。

現在、年金を頼りに生計を維持している高齢者は4千万人います。コロナ禍の下での年金減額は、高齢者の生存権を脅かし、さらなる消費不況を招き、経済の回復を遅らせます。

コロナ禍で冷え切った日本経済を立て直すためにも、高齢者の購買力の維持・増進が必要です。コロナ禍のもとで、2021年度年金額改定は減額しないこと。及び基礎年金の国の負担分＝約3.3万円をすべての高齢者に保障するよう国に求めること。

（国民健康保険関係）

- 1 国に対して、国民健康保険を協会けんぽ並みに大幅引き下げるために公費を1兆円増額するよう、また「平等割」「均等割」を廃止し、特に収入のない子どもに対する税はなくすよう求めること。またコロナ感染症の影響を含め、これ以上国保税が引き上がらないよう、市町村に対して財政支援をおこなうこと。
- 2 新型コロナウイルスの影響で所得が減少した世帯の国保税減免制度など使える制度を幅広く周知すること。
- 3 滞納処分の実施にあたっては、市町村まかせにせず、国保の「運営を担い、財政運営の責任主体」として、被保険者の基本的人権を尊重し、くらしと健康に十分配慮した「収納対策の支援」をおこなうこと。
- 4 国保税の滞納を理由とした保険証の取り上げをやめ、資格証明書の交付を義務付けないこと。
- 5 悪質な滞納者を除き、財産の差押えやその強制執行、とりわけ児童手当や生命保険、学資保険の差押えを行わないよう指導・助言すること。また換価

の猶予制度等を積極的に納税者に周知すること。

- 6 県や市の医療費助成制度の現物給付に対する国庫支出金の減額措置の撤廃を早期に行うよう、国に求めること。
- 7 後期高齢者医療制度における被保険者証の取り上げはやめること。及び差押えを実施しないよう広域連合議会に働きかけること。

(医療関係)

- 1 PCR等検査の拡充と検査体制の充実をさらにすすめること。医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR検査や抗原簡易キットによる検査等を行い、必要に応じて、施設利用者全体を対象にしたPCR等検査を行うこと。
- 2 市町村ごとの検査数や陽性率を開示すること。
- 3 新型コロナウイルスの影響による医療機関、介護事業等の減収補償や費用増への財政補償を行うこと。また、減収となった医療機関の従事者の処遇改善、危険手当の支給、心身のケアのために、財政的支援を行うこと。
- 4 今回の新型コロナウイルス感染症対策では、保健所が大きな役割を果たした。しかし1994年の地域保健法によって県内の保健所が統廃合され、設置数も職員数も減少している。今後様々な感染症が危惧されており、今回の教訓から保健所の増設や衛生環境研究センターの正規職員の増員など体制充実を図ること。
- 5 厚労省が求める再編・統合計画は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制についての議論の状況等を踏まえ、改めて整理のうえ、示されるとされている。今回のコロナ禍の中で、大分県においては、病床がひっ迫することはなかったが、今後このまま再編・統合が進められれば、医療圏によっては病床数が足らなくなることも考えられる。医療圏の利用人数によって考えると、広域の移動が当たり前と言う状況にもなりかねない。医療圏内での診療・ベッド数の確保は必要です。県として「公的・公立病院の統廃合計画」は中止するよう国に求めること。併せて県としての計画をしっかりと立てること。
- 6 現行の「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」、および「介

護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業」、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」、「障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給と新型コロナウイルス感染症対策の徹底支援」については、医療・介護・障害者福祉事業の継続と従事者の生活と健康を守るために、コロナ感染の収束までの支援事業として継続させ、更なる改善施策を実施すること。

7 医療や介護職場での人手不足はいまだに深刻な状態にある。人手不足により一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いている。厚生労働省も、勤務環境の改善の必要性は認識しているが、いまだ具体的な手立ては講じられていないのが実態。医師・看護師・医療技術者・介護職など夜勤交替制労働における労働環境改善のために県からも各病院施設としっかり話ができるような取り組みを、そして、過労死を招くことがなく元気に働き続けられる職場環境づくりを援助することなど以下の施策をとること。

- ① 勤務時間は8時間以内を基本とし、時間外労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保をすること。
- ② 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術者を増員すること。
- ③ 患者・利用者の負担軽減を図ること。

（子ども医療費）

- 1 国に対して子どもの医療費助成制度の創設を求めること。
- 2 子どもの医療費助成制度について、大分県として医科・歯科の保険診療に係る「外来」「入院」「薬代」を最低限中学校卒業、最終的には高校卒業まで事業の対象範囲とすること。
- 3 国に対して、医療費助成事業を実施している各自治体に対する「医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置」を未就学児にかかわらず、全面廃止するよう要請すること。

（介護保険）

【県、および県から国に対して要請していただきたい要請項目】

- 1 新型コロナウイルス感染症関連対策について
 - ① 新型コロナウイルス感染症に関連する介護保険料の減免の期限を今年度に限定せず、来年度も継続とすること。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響による第1号被保険者の介護保険料の減免について、市民への周知徹底を各市町村に促すこと。
 - ③ 介護事業所の実態（経済・物資・人員）を把握した上で、介護事業所支援特別予算を設け、速やかに支援すること。
 - ④ 介護従事者の確保に努めること。
-
- 2 社会保障予算を大幅に引き上げ、介護施策の予算を拡充すること。
 - 3 要支援1・2の人に対する訪問介護・通所介護を介護保険給付に戻すこと。
 - 4 特別養護老人ホームの入所対象者を要介護1以上に戻すこと。
 - 5 要介護1・2の人に対する生活援助を介護保険給付から外さないこと。
 - 6 生活援助の月一定以上利用回数の市町村への届け出をやめること。
 - 7 生活援助の報酬時間区分を元に戻し、利用者が安心して生活できるよう内容を拡充すること。
 - 8 施設入所者の食費・居住費の補助（補足給付）を元に戻すこと。
 - 9 介護保険財政に対する国庫負担を大幅に増やすこと。
 - 10 介護報酬とは別枠の国庫負担により、介護従事者の賃金引き上げを行うこと。
 - 11 介護保険料の算定は、世帯の要件を外し、本人所得のみを基本にすること。
 - 12 介護保険料は市民税非課税者から徴収しないこと。また定額負担でなく定率負担とすること。
 - 13 特別養護老人ホーム施設整備費の国庫補助を元に戻すこと。
 - 14 介護医療院については、サービスの切り下げを行わず、医療ケアを必要とする要介護者の受け皿としての機能・役割を守ること。
 - 15 介護保険サービス利用の自己負担が、一定の所得のある高齢者で2割または3割に引き上げられた。サービスの利用を控えざるをえない高齢者が多く出ている。利用料を1割に戻すよう国に求めることと、県独自の介護保険料・

利用料を軽減する制度を創設すること。

- 16 要介護1・2のデイサービスと生活援助を介護予防・日常生活支援総合事業に移行する案が検討されているが、現在利用しているうちの6割から7割の高齢者が使えなくなる。またケアプラン作成の有料化についても、国に対し高齢者など関係者の声を届け実施しないよう求めること。
- 17 介護保険料の滞納による差し押さえや介護保険給付などのペナルティー等は中止すること。そして、国庫負担を現在の25%から早急に35%に、将来的には50%（公費負担75%）に引き上げ保険料の負担軽減をすること。その財源は消費税ではなく、富裕層や大企業に応分の負担を求めるよう国へ求めること。
- 18 特定施設の宿直時間帯など、人員配置が充分ではなく、介護職員の増員を図り体制の充実を図ること。介護職員の「介護職員特定処遇改善加算」については、厚労省による「区分の仕方については労使でよく話し合いのうえ、事業所ごとに判断することが重要」という内容を事業所に徹底することと、併せて介護職員の処遇改善加算については、本体報酬に組み込むとともに、消費税によらず緊急に5万円の福祉労働者の処遇改善を行うよう国に求めること。そして看護職なども対象とするよう引き続き国に働きかけること。また、手続きの簡素化を図ること。
- 19 高齢者、障がい者等介護が必要な方に関して、コロナなど発症した場合、早期に病院に入院できるようにベッドの確保をしっかりとお願いします。

介護施設等での発生には大きなリスクもあり、常勤の医師がない場合も考えられることから、今までもクラスターの発生率が高い。

重篤化の率も高いため、入院は早期にできるようあらかじめの準備すること。
- 20 今は、地域において在宅介護を受けつつ生活していくことが一般的な流れとなってきている。コロナ禍の中で介護ケアの必要な方に介護が行き届かない現状があり、せつかくの在宅も継続できなくなる方もいる。介護労働者の負担も大きく、また、マスク等の衛生材料も行き届かないという状況も出てきている。地域の状況をしっかりと把握して、衛生材料などの定期的な供給をお願いします。
- 21 地域包括ケアシステムに関しては、抱える仕事量の増大が懸念される。今回のコロナ禍の中での頑張りもさることながら、行政との橋渡しとしての役割は大きい。今後、まだまだ仕事の量も増えることが想像される。地域包括支援セ

ンターに対する公的な資金援助、人的援助の枠組みを検討していただきたいです。

22 介護職員の人員配置を見直してください。

夜勤帯は、必ず複数夜勤とすること。今、見取りまでも介護施設でと言う状況になっています。医療的処置に関しても、実施できる範囲が拡大しているのが現実です。人員配置基準は見直すべき時に来ています。又、医師との連携もしっかりとれる配置基準が必要です。

(障がい者福祉)

- 1 65歳以上の障がい者のサービス利用について、「介護保険優先原則」を見直し、本人が望む制度に移行させること。
- 2 障がい児者の事業所では、職員配置や施設の基準緩和、さらに報酬単価の引き下げ、月単価から日割り単価への変更などのマイナス影響が出ている。参入しやすくなった一方、重度障がい者の受け入れが難しい。就労継続支援B型事業所での重度障がい者や利用日数が少ない人の就労を守るために、平均賃金が低いほど減少する基本報酬の仕組みについて、月額払いを基本とする報酬に見直すよう国に求めること。また、正規職員の配置を中心とした雇用形態ができるよう、基本報酬を大幅に引き上げるよう国に求めること。
- 3 障がい児者の事業所では、収入が不安定で人件費にも大きく影響し人手不足が深刻で、ヘルパー不足で自立したくてもできない障がい者も多い状況がある。人材確保のために大分県独自の施策を講じること。
- 4 障がい児者の事業所においては、今回のコロナ禍で、かなり厳しい状況に追い込まれている事業所もあります。災害時等に大きな負担を抱えることが多く、動き出しも遅くなる事業所に対して公的援助を早急に受けれる体制づくりが必要です。大分県としても国に対して働きかけをしてください。だれ一人取り残さないという姿勢が必要です。

(子育て支援など)

- 1 放課後児童クラブの支援員の待遇改善を図ること。放課後児童クラブは少なくとも1クラブに責任者を含む2名は安定した収入と待遇が得られるようにすること。国に放課後児童クラブ支援員の待遇改善を働きかけると共に、県としても運営主体である市町村に対して待遇改善を進めるよう、また運営主体としての役割を市町村がしっかり果たすよう強力で支援すること。

- 2 放課後児童クラブについて、大分県でも「設置・運営基準」をつくり、施設や人員配置が不十分なので、さらに補助額を増やし改善すること。また、設置率の低い自治体に対して、改善を求めること。
- 3 コロナ禍で休まず社会を支えてきた放課後児童クラブや保育園の職員にも、慰労金を給付すること。
- 4 児童相談所の専門職員やケースワーカーを増員するなど、体制をさらに充実すること。
- 5 市町村で行う児童虐待やDV相談などの相談事業の専門性を高めるため、ケースワーカー・弁護士・心理士などの配置に対し、財政支援を行うこと。および「市町村子ども家庭総合支援拠点事業」の拡充を、国に強く要望すること。
- 6 保育士の処遇改善のため、保育労働実態調査を行い、保育士(正規・非正規)の賃金や労働実態について調査を行うこと。
- 7 多子世帯の負担を軽減するとして、第2子以降の子どもの保育料を無料にする「大分にこにこ保育支援事業」は、大分市についても、市と県1/2ずつの負担にすること。
- 8 県内の子ども食堂の支援体制を構築すること。さしあたり、県のフードバンクの活用を広げるため、市町村と協議を行うこと。

(生活保護行政)

- 1 憲法25条に反する生活保護の引下げを行わないよう国に求めること。また、食費や光熱費にあたる生活扶助の支給額が変更となった。都市部の単身高齢者世帯や子どものいる世帯への影響が大きくなるので、中止するよう国に求めること。
- 2 勤労者及び障がい者世帯などには、自動車の保有・使用を原則認めること。
- 3 生活保護の申請権は、これを無条件に認めること。また、申請書はすべての市町村の出先機関の窓口置くこと。
- 4 扶養照会を行わないようにすること。

- 5 県として夏季・冬季一時金を実施し、健康を守れるようにすること。
- 6 高齢世帯はどうしても病院への通院や衣料費、食費も多くかかるので、生活保護世帯への老齢加算を復活するよう国に求めること。
- 7 低所得世帯にはエアコンがなく熱中症に危険にさらされている状況があり、熱中症対策は喫緊の課題である。生活保護受給者や低所得世帯にエアコン設置に対する助成を行うこと。

(学校教育全般) 下線部は生活環境部、二重下線部は福祉保健部

16 中高生の子どもの居場所となる、県立の児童館を設置すること。

【生活環境部】

（災害対策について）

- 1 被災者生活再建支援制度の上限を 500 万円に引き上げるように国に働きかけることや、今回、国が検討している半壊の一部への拡充については基礎支援金を設けるように国に働きかけること。また国の支援の拡充を踏まえて、県の制度を次のように拡充すること。
 - ① 床上は支援金額を引き上げること。
 - ② 一部損壊に対しても支援の対象に拡充すること。
 - ③ 県の被災者住宅再建支援事業を改善し、今年 7 月の被災者から支援すること。

（原発問題）

- 1 県として、今後予想される南海トラフ巨大地震と伊方原発など、原発事故の複合大災害における避難誘導など、細かな対策を講ずること。

（環境問題）

- 1 日本製鉄の粉塵・ばいじん及び悪臭を厳しく規制し、発生防止の対策を講じるとともに、背後地住民の実態調査を大分市とともに行うこと。また、降下ばいじんの規制法の制定を国に要望すること。また、環境省にも来県してもらい、背後地住民との意見交換会を開催するよう求めること。
- 2 降下ばいじんの調査について、多角的に現状を把握するため「デポジットゲージ法・ダストジャー法」両方の調査を行うべきと考える。市と連携しながら、以前のように県も降下ばいじんの調査を再開すること。
- 3 降下ばいじんの細目協定の管理目標値は、平成 24 年 5 月改定以降行われていない。改定を検討すべきと考えるが、どのような協議が行われているのか。

（人権・同和関係） 下線部は教育委員会

- 1 同和行政に関する事項
 - ① 県の同和行政の基本姿勢について。
 - ② 附帯決議の遵守とその徹底・周知についてどのような対策を講じていますか。現状と課題、今後の対応についてお答えください。
 - ③ 同和行政に関する課名を生活環境部では人権尊重・部落差別解消課に、教育委員会では、人権教育・部落差別解消推進課と課名変更されたが、その理由や狙いについてお聞かせください。また、2020 年度ではどのような事業にどれだけの予算が組まれて執行（9 月末現在）されているか、示してください。

- 2 県が、2019年3月に公表した「人権に関する県民意識調査報告書」では、「同和地区」に隣接する居住地についてその忌避意識を問う設問や「子どもが「同和地区」の人と結婚する場合の態度を問う設問が行われているが、「同和地区」はどこを指すのか。また、こうした設問自体が「婚姻は両性の合意に基づいてのみに成立する」という憲法の規定を侵害し、両性間の意思形成に介入することにならないか、見解を求めます。同時に今後、県はもとより市町村に対し、こうした設問は設けないよう指導すること。
- 3 県をはじめ各自治体において、特定の運動団体への補助金（委託料名目の助成金も含む）や同和運動団体の機関紙の公費による法外な購入を廃止すること。
- 4 部落差別解消法に基づく調査は、国が主語となっており、県はもとより市町村においても実施しないこと。
- 5 県下のほとんどの自治体で条例「改正」が行われ、「部落差別解消推進法に則り」などと「改定」され、また、課名も「部落差別解消推進」の文言が挿入されるなど差別解消に逆行する同和行政が強化されているが、県が率先して是正し、市町村に対しても是正の指導を行うこと。
- 6 国の「部落差別解消に関する法」は理念法といわれ、一切の財政値を講じることは定められていないにもかかわらず、相談体制の充実等の口実で予算措置を講じている自治体もあるが、是正の指導を行うこと。
- 7 2002年特別法が終了したにも関わらず、県下で個人施策が行われている自治体があるが、即刻、是正の指導を行うこと。

（資料請求）

- 1 県の委託料、自治体ごとの団体の補助金のわかる資料
- 2 県及び各自治体での解放同盟の機関紙誌類の公費購読の実態のわかる資料
- 3 2020年度の実態調査の実施状況及び計画のわかる資料
- 4 県下の自治体ごとの条例「改正」の実態のわかる資料
- 5 「部落差別解消推進に関する法律」に基づき2020年度予算を計上した自治体名とその金額のわかる資料
- 6 県をはじめ、県下の自治体の課名変更の内容のわかる資料
- 7 県下の自治体で国保税や保育料等で旧同和地区を対象に減免制度を行っている自治体名およびその内容のわかる資料

（平和関係）

1 国連では、2017年7月に採択された、核兵器を全面禁止にする核兵器禁止条約について、発効に必要な批准国数50まで残り5カ国まで迫っている。核兵器禁止条約の署名・批准を行うよう、国に求めること。

2 大分県の日出生台演習場では、これまで14回の米海兵隊の移転演習が行われ、また、平成30年には日米共同訓練において初めてオスプレイの訓練も実施された。大分県としては訓練の縮小・廃止を防衛省に求めており、また地域住民にとっても騒音被害や事故の不安など計り知れない負担となっている。

「平和と安全を守り、地元住民と自治体の願いに応えるよう、日出生台演習場での米海兵隊の実動訓練は行わないこと。及び大分県内でオスプレイを使用した訓練および飛行は行わないこと。そして日米共同訓練を日出生台で行わないこと。」を政府に求めること。

(ジェンダー平等社会(性差による差別のない社会)の推進等) 下線部は総務部

1 ジェンダー平等の国際的な比較を示すグローバルジェンダーギャップの2019年の調査では、わが国は153か国中121位と著しく遅れている。ジェンダー平等の早期実現を目指す立場から以下の施策を行うこと

- ① 江戸、明治と続く封建的な家長制度の名残である戸主制度的な意識・習慣をなくすこと
- ② 「男は仕事、女は家庭に」という性的役割分担の意識を変革し、家事の家族的責任を男女ともに担える環境を県庁内から進めること
- ③ 選択的夫婦別姓の早期実現をはかるため、国に働きかけるとともに、県民意識の改革を進めるため、県が率先して県民意識の醸成に努めること。
- ④ 性暴力の被害者への支援体制を抜本的に拡充すること
- ⑤ 性自認や性的志向に関する差別と偏見の克服に向けた具体的な取り組みについての見解を示すこと。

(学校教育全般) 下線部は生活環境部、二重下線部は福祉保健部

1 義務教育費の国庫負担を2分の1に戻し、教育の機会均等、教育水準の維持向上という国の責務を果たすよう、引き続き求めることと合わせ、私立学校への支援策も強めること。

●教育に関する事項 下線部は生活環境部

5 隣保館の指導員や人権(同和)担当社会教育指導員については、特定の運動団体の役員は委任しないよう改めること。

【商工観光労働部】

(災害対策)

- 1 大分県なりわい再建支援事業費補助金の「事業計画公募要領」には、この事業の目的を「中小企業者等の令和2年7月豪雨による被災からの再建を促進し、災害によって毀損した地域経済の持続可能性の回復を図ること」としている。しかし、補助対象経費では「なお、補助金の交付を受けて復旧する施設や設備は、被災前の状態に戻すための修繕を原則とします」と書かれています。このことが、「災害によって毀損した地域経済の持続可能性の回復を図ること」を妨げている状況がある。「地域経済の持続可能性の回復」という大分県なりわい再建支援事業費補助金の目的に沿った再建であれば、以下の内容であっても補助対象経費として柔軟に対応すること。
 - ① 天ヶ瀬温泉街の旅館などを経営する中小企業者は、「安心して暮らし、商売ができるようにしてほしい」と強く願っている。複数の旅館経営者は、浸水被害を軽減するため1階部分をガレージとし、2階以上を宿泊施設にすることや、個人客や家族客に対応した旅館づくりで再建を考えており、補助対象経費として柔軟に対応すること。
 - ② 天ヶ瀬温泉街の旅館などを経営する中小企業者の中には、過去の豪雨災害を受けて建物を1メートル以上かさ上げして建て直していたにもかかわらず、今回の7月豪雨で道路から2.5メートルの高さまで浸水被害を受けているところもある。「安全な場所に移転して建て替える以外に再建の道はない」と考えており、このような場合も、大分県なりわい再建支援事業費補助金を活用できるよう柔軟に対応すること。
 - ③ 旅館・ホテルの欠かせない施設・設備である泉源の再建に、大分県なりわい再建支援事業費補助金を活用することはもちろんのこと、天ヶ瀬温泉管理合同会社が「なりわい再建補助金」を使って、温泉の集中管理システムをつくることにも制度適用すること。
- 4 玖珠川の河川改修は、玖珠川左岸の一部の旅館、店舗などの移転を促して河川幅を広げることや堤防の建設、左岸を走る市道のかさ上げなど大規模な工事をもとなうものと思われる。復旧には数年かかり、旅館や店舗などを営む被災者は、営業再開まで収入を得る道が閉ざされる。再建までの休業期間、経営を維持する支援措置をすること。

(中小企業の振興)

- 1 県は中小企業活性化条例を制定した。各施策について県民や元請け企業等へ徹底し、県経済の中心的役割を担っている中小企業の振興を図ること。

- 2 5割に満たない減収でも持続化給付金の給付をという声が切実です。県の応援金は、法人50万円、個人事業者25万円へと上乗せされたが、これも融資を受けた事業者が対象となっている。融資を受けられない事業者もあり、より厳しい状況におかれている。現在の制度の対象外となる事業者への支援策を創設すること。フリーランスや新規開業の事業者にも持続化給付金の対象が拡大されたが、国民健康保健加入者に限られ、被扶養者は対象外とされるなど、利用できない人も多い制度となっている。柔軟な対応を国に求め、対象を拡大するなど支援策を強化すること。また、客足が戻らない飲食店等を中心とした中小業者への支援を拡充しておこなうこと
- 3 中小企業への最低賃金対策としての業務改善助成金を、パソコンや営業車両にも使えることや、税及び社会保険料の負担軽減にも使えるよう要件緩和を国に求めること。

(原発・エネルギー対策)

- 1 これまでも伊方原発では、大惨事になっていないが事故が多発している。また地震や火山リスクの問題もあると指摘されている。また玄海原発、川内原発などについての稼働は中止すること。あわせて、原発ゼロのエネルギー政策への転換を国に求めること。
- 2 大分県として、原発ゼロの政策を掲げ、再生可能エネルギーについて、全国に先駆け、再生可能エネルギーのさらなる技術支援と、予算も増額して地域の産業を起こす起爆剤として取組を強めること。
- 3 大分県内の臼杵市や大分市杉原地区などで、メガソーラー建設問題など地域住民とのトラブルが多発している。Fit法改正趣旨や資源エネルギー庁の「太陽光発電における事業計画策定ガイドライン」の遵守を事業者徹底すること。そして景観や災害対策等地域住民の意見を良く聞き、同意を求めるよう指導すること。
- 4 県下で急速に広がる風力発電建設計画について、事業者に対し地元住民への十分な説明、住民生活への配慮を求めること。

(企業立地)

- 1 企業誘致に伴う各種補助金制度をやめること。さらに、市町村に対し、企業誘致の条件として安価な用地の提供やインフラ整備を押し付けないこと。

- 2 企業の撤退、事業の縮小、人減らし計画などに対して、事前の協議を義務づけるなど企業の社会的責任を求めること。

(雇用の拡大と安定)

- 1 「働き方改革一括法」が2018年野党の反対や、提出資料の改ざんねつ造などが明らかになったにもかかわらず強行採決された。高度プロフェッショナル制度など、多くの労働者や過労死の家族会の皆さんが「長時間労働を推進し更なる過労死を生み出すもの」とその危険性を指摘している。このような過労死を推進するような法律は廃止するよう国に求めることと合わせ、違法な働かせ方について労働局と共同して監視をすること。
また、今後コロナ問題が収束した時、企業として生産等の遅れを取り戻そうと、違法な長時間労働や賃金の引き下げなどしてくる危険性がある。労働局と連携し違法な働かせ方をしないよう監視すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大によって、休業を余儀なくされるパートやアルバイトの労働者が「コロナ休業支援金」を企業等の都合によって申請できない状況が見受けられる。企業に徹底すると同時に相談窓口を周知すること。
- 3 2020年春卒業の大学生や高校生の採用取り消しが8月末時点で174人であったと厚労省が発表した。また採用取り消しではなく入社時期が遅れたり自宅待機となった学生もいた。内定取り消しは解雇にあたるため「解雇4要件」が厳格に適用される。来年度について内定取り消しが起きないように労働局と連携し企業への周知に努めること。
- 4 誘致企業の雇用実態を把握すること。一部の誘致企業だけでなく、すべての誘致企業に対して、正規雇用、パート・臨時・契約、派遣、請負等の雇用形態別の調査を行うこと。同時に外国人労働者についても把握すること。
- 5 立地協定書にて、優先的に期限の定めのない「正規雇用」を行うよう明記すること。
- 6 若者を使い捨てにするようなブラック企業を根絶すること。相談の窓口を設置すること。
- 7 非正規（パート・派遣など）の賃金や労働条件の向上を、県下の経済界や企業に働きかけること。賃金は生活費であるという認識のもと「暮らしていける

賃金」を補償すること。最低賃金は全国一律に1,500円/時給の最低賃金にすること。

- 8 県としてはこれまでも「公契約制度」について研究検討してきているが、そこで働く労働者などの賃金を保障するためにも早急に公契約条例を制定し、市町村にも導入を促すこと。
- 9 パワハラ・セクハラ、サービス残業などの相談が後を断たない。各事業所に対する周知を徹底し、指導を強化すること。
- 10 労働契約法の改定にあたり、不当な雇止めや不利益な空白期間が生じていないか等、労働者の相談に応じ丁寧な対応を行うこと。
- 11 コロナ禍の中、外国人技能実習生等で就労不能や帰国困難者が存在している。県として労働局や監理団体と協議し外国人労働者の実態把握と対策を講じること。

（観光振興）

- 1 別府八湯温泉道は、SNSを活用した情報発信も効果的で、全国各地からのリピーター獲得につながっています。民間団体と協力して大分県温泉道にとりくむことで、広くおんせん県おおいたの魅力をPRすること。

（ジェンダー平等社会（性差による差別のない社会）の推進等）下線部は総務部

- 1 ジェンダー平等の国際的な比較を示すグローバルジェンダーギャップの2019年の調査では、わが国は153か国中121位と著しく遅れている。ジェンダー平等の早期実現を目指す立場から以下の施策を行うこと
 - ① 男女同一労働同一賃金の完全実施はもとより、男女の賃金格差の是正をはじめ、働く職場でのジェンダー平等を確立すること
 - ② 男女雇用の機会均等法を抜本的改正し、雇用の平等を実現するよう国に求めるとともに、県自身が率先垂範してその実現に努めること
 - ③ 県庁での女性の幹部人事の登用などを進め、政策・意志決定の場への女性の参加の機会を抜本的に拡充すること。

【農林水産部】

(災害対策)

- 1 農地等の災害復旧事業において、大分県下の市町村によって被災農家の負担金は異なっている。それは、それぞれの自治体の財政状況よりも、国や県の補助制度の活用の仕方に各自治体で温度差があるためと考えられる。県の指導により、災害復旧にかかる国や県の補助制度を利用し、可能な限り被災者の負担が自治体により異なるのではなく、少なくなる方に統一できるように、各自治体を指導援助すること。

(農業の振興について)

- 1 大分県の農林水産業に大きな影響を与える、TPP11及び日欧EPAからの脱退及び、TPP以上の市場開放を求められる日米貿易交渉をただちに中止するよう政府に求めること。
- 2 種子法が2018年4月廃止された。種子法は国民の食糧の供給について国と県の責任を明確にし、主要農産物の種子の安定した生産・普及を県に促す役割を持っていた。この役割を果たすためにも、県として2018年4月施行の「大分県主要農産物種子制度基本要綱」を実効あるものにする事。
- 3 種苗法改正案が今年3月閣議決定されたが、反対世論の高まりで今国会での成立は見送られた。法案の中には「判定制度」や「推定制度」などが盛り込まれ、バイオ化学企業等が「特性表」などを使い「訴訟を起こしてくるのではないか」と不安が広がっている。国に対し法案を出さないよう求めること。
- 4 国連は2019年から10年間を「家族農業の10年」として、飢餓と貧困をなくすために「小規模家族農業」への投資・支援を呼びかけ、同時に「小農の権利宣言」も採択された。県としてこのような施策に対し、家族農業者等への振興を図る支援を充実すること。また、JAS認証の有機農業についても、先般の県政報道のなかで紹介されているが、今後の取組の方向についてはどうか。
- 5 わが国の食料自給率は、45%を目指すと言いながら、過去最低の38%へと下降したのが実態である。世界の主流となりつつある「食料主権」の堅持を国に要求すると同時に、国・県ともに農林漁業予算を増額すること。また、大規模農業や施設型農業だけでは荒廃農地が増えるばかりである。里山の維持や小規模農業に対する支援をすること。
- 6 依然として深刻な猪・鹿などの鳥獣被害対策について、防護柵設置にかかる

補助金の拡充を行うこと。

7 小中学校給食に、安心安全な地元産をもっと利用できるよう県からも補助を出すこと。

8 有機 J A S 及び G A P 認証にかかわる費用の補助をすること。

(中津市)

1 水稻でトビイロウンカの被害の実態把握と被害農家への補償金支給、コメ需給が逼迫しないように手だてを講じて下さい。今回のウンカの発生原因を、肥培管理の不十分さに求める意見もありますが、しかし、被害農家は慣行栽培を継続し来た結果です。問題は、これだけ広範に発生しているので、当該農家の自己責任にせずに、実態把握と補償の実施を求めるものです。



2 ジャンボタニシの喰害が広がっています。実態把握と対策を取って下さい。ジャンボタニシも重要病害虫に指定し、防除対策に助成金を出して、農家の稲づくりへの意欲が湧くようにして下さい。



3 規模拡大、農地集積一辺倒ではなく、4ha 以下農家＝規模が小さい農家でも、大分県農業の重要な担い手と位置付け県農業施策の支援対象とすること。H30

年度の60K当たりコメの生産費は20,000円超、生産農家の販売価格は15,000円台、国民の主食のコメは、少なくとも再生産が可能な所得補償、価格保証を行うよう国に求めるとともに、県としても何らかの支援制度を確立することを求めます。

(林業・再生可能エネルギー関係)

- 1 メガソーラー建設を巡り、大分県内でも住民とのトラブルが多発している。林地開発許可については、里山の自然を守り、災害を起こさないようにすることや、農業者等の生活権を守るという立場から、地域住民の同意を得ることを大前提とすること。
- 2 林業振興、環境保全、災害リスク軽減等のため市町村の範囲で、原料調達可能な小規模バイオマス発電の導入の検討、バイオマスボイラーの普及推進の検討を進めること。

(水産業振興・漁港管理)

- 1 地元漁協や漁業者の頭ごなしに企業へ漁業権を直接与えるなど、地元優先のルールを廃止する改正漁業法が今後施行される。海区漁業調整委員会の公選制廃止、資源管理のために行ってきた沖合の大型漁船のトン数制限の撤廃など、沿岸漁業者の経営が脅かされてしまう内容となっている以上、国に対し廃止を求めると同時に、沿岸業者の生業を守るための施策を実施すること。
- 2 宇佐市長洲の漁港管理について
長洲埋め立て地住宅にある、県が管理の植樹帯について、何度か要望しているが、草刈りや剪定などされておらず、住環境として見苦しく、交通の妨げにもなり早期の改善が必要である。市の管理する東側の植え込みは計画的な剪定など実施されており、県管理の西側、北側が放置されている。早急に対応すると同時に、毎年の管理を計画的に行うこと。

【土木建築部】

(災害対策)

(日田市)

- 1 国道 386 号は北友田 3 丁目入江地区では、以前から逆流で浸水していたが、今回は資材置き場や伊藤商店作業場付近で 3m 近い浸水となった。また大型小売店トライアルも浸水、市営住宅や光岡こども園も床上 1・5m 浸水した。北友田 3 丁目入江地区は、筑後川が増水しこれまでも市道や国道 386 号が冠水していたが、今回の豪雨で川が増水で逆流し住宅の 1 階部分は天井近くまで浸水するなど、住宅や工事倉庫等の被害が大きくなっている。そこで逆流を止めるために国道 386 号の川浪組砂利置き場先からドライブイン古城の手前ゴルフ場入り口手前まで国道をかさ上げすること。それに伴い入江の内水はポンプで排出する施設を整備すること。
- 2 県管理河川二串川の地元説明会の開催、用地を交渉はじめ下流からの工事を急ぐこと。
- 3 県道日田玖珠線の東有田岩美町まで引き続き改良計画を立て取り組むこと。また現在工事中の入美地区から岩下地区入り口まで早期に完了するように改良を進めること。
- 4 吹上地区や北友田地区の急傾斜地における大きな樹木の伐採、撤去などおこなうこと。また小迫トンネル入り口付近（吹上地藏尊横）亀裂の入った吹付部分の改修及び安全対策を行うこと。

(中津市)

- 1 中津市耶馬溪町では、6 名もの方が犠牲となった無降雨時の山崩れ災害、そしてこの 4 月、5 月には、大きな人身事故にはなりませんでしたが、相次ぐ落石が発生しました。いずれの場合も、発生後には、迅速な対応をしていただきましたが、時間が経過しても尚、住民の方は不安に思われています。同時に耶馬溪町外の方からは「雨が降ったり、風が強い時は耶馬溪には行けない。」との声も伺うことがあります。町内に住んでいる方はもちろんですが、安心して耶馬溪を訪れることができるような、対策を県主導で検討していただく事を求めます。また、コロナの影響で無降雨時の山崩れ調査・検討が中断されているとのことでしたが、その進捗状況について伺います。



2 耶馬溪町の山移川上流部の水田で、H19年、24年、30年とそして本年7月に4度目の被災が発生しました。特に今回の場合は、一昨年被災、昨年復旧工事完成、そして今年また同じように被災が発生したものです。農地の復旧は市、河川の管理は県という「縦割り行政」の下で、被災が繰り返されています。しかも、被災農家からは一昨年の復旧工事にあたっては、「自分の代で3回、親の代からでは5回目の被災だ。もう繰り返さないような復旧工事を。」求めていたのに、今年また被災したものです。3年続けて、耕作ができていません。また、負担金についても、「去年した工事で、また今年同じように被害を受けた。「もう負担金は、払えない。」と言っていますが、治山治水に責任を負う立場にある県としても何らかの支援策を講じるよう、検討してください。



3 金吉川上流部、玖珠町との市町境界に位置する伊福集落では、毎年（24年以降29年30年、令和2年越水があり、水田、山芋栽培農家は、流入した土砂の除去に苦慮しています。現地の県の担当者は、直ちに対応し、収穫終了後に改修工事に着手できるようにしたいとのことでした。その点は、地元から喜ばれています。しかし、地元の方からは、上流部の玖珠町の河川整備は終わっているのに、早急に整備をしてほしいとの要望があります。その点についての見

解を伺います。



(土木建築行政)

- 1 不要不急の大型事業は削減し、生活に密着した公共事業予算を増やすこと。また、生活用道路を整備するための予算を大幅に増額し、安全な歩道整備などの交通安全対策や、バリアフリー対策を中心とした道路行政を実施すること。また道路の排水管の老朽化対策を拡充すること。
- 2 市町村の要望に沿えるよう、「大分県市町村営急傾斜地崩壊対策事業」の予算を増やし、補助率上限額を引き上げること。
- 3 高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)による、道路照明等について、対象地区を重点地区(大分駅周辺)のみから拡大するよう国に要望すること。

(建築住宅関係)

- 1 小規模企業振興基本法や、大分県中小企業活性化条例等の趣旨を活かして、県として一般的な「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。
- 2 木造住宅耐震化促進事業や子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業について、今後補助率を引き上げていくこと。また、県産材使用の場合には、補助のかさ上げを行う制度に拡大すること。
- 3 全国の自治体に広がっている「小規模工事登録制度」を、県としても創設すること。
- 4 既存の県営住宅においては、要望の強い住宅から、エレベーター設置とシャ

ワー設備設置を計画的に進めること。また、給水管の工事と併せてシャワーの設置工事が可能なことを住民に周知し、順次設置していくこと。

- 5 県営住宅の老朽住宅の総点検を行い、修理・修繕・改善要求は速やかに対応すること。また、畳が擦り切れて敷物を敷かなければ座れないような状況になっているところもある。点検し、必要などころは営繕すること。
- 6 全県的に公営住宅における鳩の糞害の苦情が数多く寄せられている。現状はネットの購入や設置は全額自己負担となっている。これは、快適な住環境を担保すべき公営住宅法の本質とは、相いれない事態だと考える。その対策を講ずること。
- 7 保戸島架橋建設の要望が島民の代表者から出ている。四浦半島の経済活性化にも期待が高まっている。夜間に急患が出たり、火事などが発生すると島民だけでは限界があるので早急に検討すること。

(道路関係)

- 1 身近な道改善事業は、要望等多い事業であり、予算を増額し、地域住民の改善要望に応えるようにすること。

(河川関係)

- 1 河川整備については、堤防の補強、危険箇所の改修など、早急に治水レベルをあげるとともに、生態系の保全など、環境と安全に配慮した事業とすること。
- 2 大分市野津原町七瀬川舟平橋下流150～200メートル左岸、護岸の危険箇所の改善と大分市大字野津原2313番地の5横の市道沿い七瀬川護岸の崩落箇所の復旧改善を急いでお願い致します。3年前の水害で市道沿い七瀬川路肩が水量増の侵食により崩落。危険をしめすコーン等設置がされましたが、改善対策も無いまま放置。以来、その置かれたコーンも外され危険な状態です。今年7月の集中豪雨時や、今回の台風9、10号襲来の折も大変不安な箇所でした。地域住民の生活道路であるため、通行車両や散歩で利用する歩行者などが常に「いつか落ちるのでは」と、心配しています。

【各地域からの要望】

(大分市)

- 1 つるさき陽光台ののり面がけ崩れについて、事業者は、簡単な対策は施しているが、本格的ながけ崩れ対策を講じようとしな。崖下は大分市道というこ

とで、大分市と協議しているが、それすらも進んでいないのが実態である。県として地域住民のいのちを守るという立場から率先して協議を開催させ、事業者等に対策工事をするよう指導すること。

- 2 祓川の中流域（住宅密集地域）において、浸水対策（河川浚渫、堤防かさ上げなど）を早急に行うこと
- 3 県道・小挾間線大分線の（深河内地域）の拡幅を推進すること。
- 4 国道210号の富士見ヶ丘から挾間三差路間の拡幅を急ぐこと。
- 5 高江トンネルの照明を明るくすること。
- 6 大分市にある加納牧線の牧こ線橋は、災害時の重要な避難経路となるにもかかわらず、車幅が狭い上に歩道が完全に整備されていない。昨年、国交省にて確認したところ「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕工事は行われていると聞いているが、抜本的な改善が必要と考える。災害対策としての必要性が大きくなる中、協議は行われているのか。また、改善について今後の方向性はどのようなになっているのか。
- 7 大分市下郡の第2七歩橋脇の河川管理通路の草が伸びて夜間など怖い。歩道にも草がはみ出している。道路を横断する際に通る河川脇の通路の草も伸びているので、合わせて除草すること。

（臼杵市）

1 災害防止のための河川の堆積土砂の撤去

- ① 垣河内川の堆積土砂（清水原地区）……臼杵市野津町大字清水原1263番-2（有）釘宮機械裏手の下流。《流れがカーブし川幅が堆積した土砂で狭くなっていることから大きな流木などで堰き止められ氾濫する》
添付地図 A
- ② 垣河内川の堆積土砂（泊地区）……臼杵市野津町大字泊2273番地 小川正清邸横から田代セキまでの間。
《小川邸は堤防より低い位置にあり氾濫による浸水のおそれ》
添付地図 B
- ③ 野津川の堆積土砂（清水原地区）……臼杵市野津町大字清水原付近 垣河内川と分岐した野津川、落谷セキの上流、清水原セキの間。《約300mにわたり土砂が堆積、ヨシが生茂っている。両堤防が氾濫。両側の水田が水没する》

添付地図 C

- ④ 野津川の堆積土砂（戸屋平地区）……臼杵市野津町大字白岩（字戸屋平）付近 野津川、戸屋平橋上流の長谷セキから上流。

添付地図 D

2 国道の重大事故防止のためのカーブミラーの設置

臼杵市野津町大字泊 国道10号風連鍾乳洞入口付近。国道が急カーブしているために右折で出る際、佐伯方面からの車との衝突が怖くて出ることができない。住民は「ヒヤッと」「ハッと」で国道向こうの公民館空き地に駐車。

添付地図 E

3 民家の裏山の異常の点検と対策を

- ① 臼杵市野津町大字岩屋1805 後藤新平宅。裏山から落石、古い石垣が納屋の屋根にせり出し、昔ながらの井戸が枯渇、排水U字溝が押潰され始めている。

添付地図 F

- ② 臼杵市野津町大字垣河内697 野々下芳典宅。自宅裏の石垣から噴き出す大量の雨水、自宅上の神社沿いに流れる雨水対策を検討してほしい。

添付地図 G

（日田市）

- 1 県道宝珠山日田線で源栄町轟橋付近の落石対策を早急に実施すること。
- 2 天ヶ瀬温泉街を流れる玖珠川の改修工事を徹底して行うこと。川幅が狭い箇所での拡幅や左岸の堤防設置、河川の浚渫や河床の掘削工事で河川断面を拡大すること。
- 3 天ヶ瀬橋から湯山橋下流にかけて大量の岩石が堆積している。浚渫工事を早急に行うこと。
- 4 九電女子畑発電所取水口の固定堰は、可動堰にすれば有効な減災対策となると思われる。九州電力に可動堰化を積極的に助言指導すること。
- 5 合田橋と新合田橋の間の玖珠川の河床掘削と浚渫工事を行うこと。
- 6 JR 金場鉄橋の上下流に堆積する岩石を除去する浚渫工事を早急に行うこと。

(中津市) 下線部は警察本部

- 1 国道 213 号中津市上如水水道工事後の路面継ぎ目への音と振動が激しく眠れないと住民の人が困っています改善を。



- 2 国道 212 号線本耶馬溪町曾木本耶馬溪支所下の信号付近の路面劣化により騒音が激しく改善をお願いしたい。(①) 同時に、禅海橋の橋りょうを載せている継ぎ目のゴムの劣化によるためと思われるが、激しい騒音が発せられるので、改善を求めたい。(②)



- 3 中津方面から国道 212 号左折して、国道 500 号の歩道は、工夫を凝らしたものだと思いますが、小石がざらざらして、雨降り時には自転車通学の通学生が転倒することがあった。雨降り時にも滑らない工夫してください。

- 4 国道 212 号、国道 500 号の本耶馬溪支所下付近の交差点のセンターラインを早急に整備してほしい。昨年 9 月 30 日に白線は整備されたが、センターラインの整備はされないまま今日に至っています。特に中津方面から左折する車は、ラインがないので大変危険です。早急に整備をお願いします。また、雨の時や暗い時には、特に危険です。(③、公安委員会)



5 国道500号折本付近の通学路の整備のお願い。同箇所は、この間歩道の整備をしていただき、関係者の皆さんからは大変喜ばれています。ところが、帰りのスクールバスを降りてからの10数メートル間の歩道がほとんどなくとても危険です。関係者で降りる場所の変更と安全性の確保について検討していますが、変更ができない場合は、道路横の側溝（農業排水路）に蓋をして、ガードレール等の設置を検討願います。



【教育委員会】

(学校教育全般) 下線部は生活環境部、二重下線部は福祉保健部

- 1 義務教育費の国庫負担を2分の1に戻し、教育の機会均等、教育水準の維持向上という国の責務を果たすよう、引き続き求めることと合わせ、私立学校への支援策も強めること。
- 2 小学校1・2年生、中学校1年生、幼稚園で実施されている30人学級の効果は実証されている。特に今はコロナ禍の中、少人数学級によって感染防止にも大きく寄与する。国に拡大を求めると同時に、県として独自にでも少人数学級を拡大し、正規教員の増員を図ること。また、教職員定数の削減をやめ定数を拡大すること。及び加配教員の増員を行い、教員の事務量・会議・出張などの軽減を図り長時間労働をなくすこと。また、人材確保のためにも、採用人数を増やすのはもちろん、経験を積んだ臨時への採用優遇を図ること。
- 3 少人数学級に努力しつつ、人材確保が厳しい中で、当面、OBのベテラン教員を週3日勤務など負担が少ない雇用で教育現場へのサポート体制を強めること。
- 4 教職員の長時間労働は、過労死ラインの80時間を超える実態調査の結果がでていいる。県立学校のみならず、小、中学校においても、市町村教育委員会、学校まかせにせず、県教育委員会の責任で、来年度から、過労死ラインをなくすための、教員の増員、業務の軽減など具体的改善策をとること。
- 5 国は2021年度より、教員への「1年単位の変形労働時間制」を導入する法改正を行った。今でも先生たちの長時間勤務は深刻であり、変形労働時間制の導入によってさらなる長時間勤務につながってしまう。人間関係や長時間勤務による精神疾患が後を絶たず、悲惨な過労死さえ生まれている。このような変形労働時間制の条例を策定しないこと。
- 6 教職員未配置問題は、子どもに行き届いた教育、教員の多忙化解消にとっても、早急に解決しなければならない深刻な問題である。市町村教育委員会、学校まかせにせず、教育委員会が教員の増員など、来年度から責任をもって解決すべきである。
- 7 新採用教員の10年間、3地域への異動は慣れない教育現場で、結婚、子育てという人生の重要な転換期と重なり、精神的、物理的に大きな負担になっている。このような現場にそぐわない、大分県特有のやり方は、来年度から、た

だちに廃止すること。

- 8 2020年度より、小学校英語が本格実施された。大規模校には英語専任教員などが配置されているが、小規模校には専門的な教員は皆無に等しい。県下すべての小学校に、小学校英語を担当できる人材を配置すること。
- 9 教員の多忙化が全国でも問題になり、大分県内の中学校でも過労死が起きた。2018年8月から義務制等においてタイムレコーダーを導入し勤務時間の管理を行い、縮減を図るようになったが、成果がどのように出たのか検証すること。また、時短ハラスメントなどが職場で起きないように指導すること。
- 10 学校・地域を点数競争に追い込み、本末転倒の事態を招く全国学力テスト・大分県学力定着状況調査は中止すること。また県としてその公開をしないこと。
- 11 小中学校の給食費の無償化を全市町村で早期に実施するため、国に財政支援措置を求めるとともに、県独自の支援も行うこと。
- 12 特別な支援が必要な児童・生徒に対する加配教員を増やすこと。また、特別支援加配について、特別支援学級などは年度によって違うので、実情に応じて拡大するなどの対応をとること。
- 13 特別な教育支援を要する子どもに対して、特別教育支援員やスクールサポーターを配置すること。また特別支援教育コーディネーターの配置をすること。
- 14 新型コロナの影響で、経済的困窮に陥る学生が存在する。早急に給付型奨学金の拡充を国に求めるとともに、県としても現行制度の枠の拡大、額拡充を行うこと。
- 15 学校司書は各市町村で配置されているが、国の「おおむね1.5校にひとり」の交付税に対し、「1校ひとり」配置できるよう県の補助で拡充すること。(県の5か年計画はどのような趣旨になっているのか)
- 16 中高生の子どもの居場所となる、県立の児童館を設置すること。
- 17 入管法の改定等によって外国人労働者の子供が、小・中学校に通学する状況となっているが、言葉の壁が依然として大きい。日本語が指導できる環境を整えると同時に、ストレスにより不登校にならないよう指導を行うこと。

- 18 学校現場でのコロナ対策を以下のように充実させることを求めます。
- ① 学校にコロナが発症した際に備えて、学校全体でPCR検査が受けられる態勢を整えておくこと。
 - ② コロナ対応の要員を県の責任で採用し、学校ごとに配置すること。
 - ③ コロナ禍による保護者の収入減少で、授業料などが納められない生徒・学生のために徴収免除や特別奨学金の貸与などを実現すること。
- 19 教職員の過労死を無くすための具体的な改善策を現場から吸い上げること。
- 20 フッ化物塗布については安全性がとれない、本来の業務の負担になっているので教員の業務から外す事。
- 21 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの果たす役割は大きく、この正規化をすすめること。
- 22 津久見市の中学校統合計画が進んでいますが、拙速な統合はやめてほしいと父兄や地域から出ています。コロナ禍で少人数学級への要望も出ているので計画を中断すること。
- 23 高校授業料については一定の納税額によって有償化になったが、以前のように無償化を実施し、公立・私立高校授業料の不徴収を完全実施すること。また、通学に要する交通費の助成を行うこと。
- 24 就学援助について
- ① 子どもの貧困率が拡大する中、就学援助制度の適用所得基準を引き下げること。国へ働きかけるとともに、県としても支援を行うこと。
 - ② 対象援助費目が県下の市町村でまちまちであり、県下のどこの自治体に住んでいようと子どもの平等性の確保から、14項目の全援助費目について県下すべての自治体で援助措置が図られるよう助成を行うこと。
 - ③ 県下すべての自治体で、入学準備金の3月中の支給ができるよう、援助を行うこと。
- 25 県として副教材費や実験実習費、高校教科書代など、学習・教育活動に必要な経費は公費負担とすること。

(人権同和教育)

●教育に関する事項 下線部は生活環境部

- 1 一切の同和教育を行わないこと。県下ではどのような同和教育は行われていますか。その実態をお示してください。
- 2 コロナ禍のもと、子どもの人権侵害にどのような危惧する事態が起きていますか。その内容とこれに対する県の見解をお聞かせください。
- 3 子どもの権利条約にのっとり、子どもの人権と一人ひとりの人格を守る教育行政を徹底すること。
- 4 国東市では、新採用の教員を対象に臼杵市の「同和地区」へのフィールドワークの研修費を予算に計上しているが、中止するよう是正の勧告と指導を行うこと。
- 5 隣保館の指導員や人権（同和）担当社会教育指導員については、特定の運動団体の役員は委任しないよう改めること。
- 6 日田市の「旧同和地区」のお墓の落書き事象や中津北高の人権学習の中での生徒の感想をめぐる問題は県にどのように報告されていますか。また、県はどのような対応を取られていますか、見解をお示してください。

（文化財行政）

戦後75年を経過し、直接の戦争体験者が著しく減少するとともに、戦争の実相を物語る遺構も風化が進んでいます。

こうしたなか、戦争の愚かさや悲惨、平和の尊さを後世に伝えることは現代に生きる私たちの責務と考えます。文化財保護法の指定基準の改定に伴い、県現代史における戦跡や戦争遺構について、いくつかの自治体ではその悉皆調査が行われ、文化財指定が進められている状況に鑑み以下、いくつかの点についてお聞きし要望します。

- 1 大分県が把握している戦争遺跡はどのようなものがありますか。またその戦争遺跡の悉皆調査の現段階はどうなっていますか。
- 2 戦争遺跡の保存等対策やそのための予算はいくら計上していますか（2020年度）
- 3 県下の自治体において、悉皆調査の実施及びその保存についてどのような方針でのぞんでいますか

(資料請求)

- ① 県下の戦争遺跡（遺構）に実態調査のわかる資料
- ② 県下の戦争遺跡（遺構）の文化財指定の状況が自治体ごとにわかる資料

(人権・同和関係) 下線部は教育委員会

1 同和行政に関する事項

- ⑥ 同和行政に関する課名を生活環境部では人権尊重・部落差別解消課に、教育委員会では、人権教育・部落差別解消推進課と課名変更されたが、その理由や狙いについてお聞かせください。また、2020年度ではどのような事業にどれだけの予算が組まれて執行（9月末現在）されているか、示してください。

【公安委員会】

（警察行政全般）

- 1 「全国の警察で犯罪捜査に顔認証システムの活用を始めた」と報道されている。シス・キャッツ（情報分析支援システム）の一機能となっている。大分県ではこれまでも違法な隠しカメラ事件が発生しており、人権保護やプライバシーの問題や冤罪を防ぐための指針はあるのか。歯止めがなくなる危険性があるので運用を中止すること。
- 2 ゆうちょ銀行からドコモ口座へ不正引き出し事件が大分県内でも起きている。電子決済が増えている現状でこのような事件は、安心して電子決済を利用することができなくなってしまう。事件の全容解明と再発防止を強化すること。

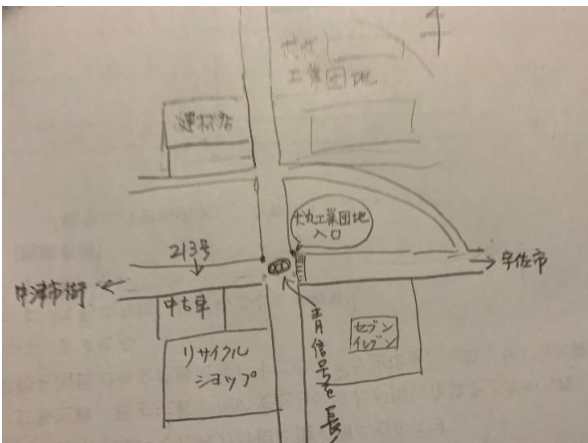
【各地域からの要望】

（大分市）

- ① 岩田町2丁目、1丁目の交差点は優先道路を見間違えるケースが多く、事故が絶えない。特に、1丁目については、高校生や散歩などの歩行者が多く、頻繁に衝突事故が発生しており、信号の設置が必要と考える。近隣住民や津留小学校からも同様の要望が出ており、車の通行量にかかわらず検討して頂きたい。
- ② 県道631号と県道622号交差点（大南大橋西交差点）に信号機を設置すること。

（中津市）

- 1 国道213号線中津市犬丸工業団地入口の信号は、通学路になっているが、青信号の時間が短いので小学生は渡り切れません。長くしてくださいと保護者からの要望です。



2 国道 213 号線中津市下池永みらい信金前と西側に横断歩道の設置を。子どもが多く横断歩道がないと危険です。

【土木建築部】

(中津市) 下線部は警察本部

4 国道 212 号、国道 500 号の本耶馬溪支所下付近の交差点のセンターラインを早急に整備してほしい。昨年 9 月 30 日に白線は整備されたが、センターラインの整備はされないまま今日に至っています。特に中津方面から左折する車は、ラインがないので大変危険です。早急に整備をお願いします。また、雨の時や暗い時には、特に危険です。(③、公安委員会)



【企業局】

- 1 一般市民の水道料金に比べはるかに安く、全国的に見ても低く抑えられている工業用水道の単価を見直すこと。また大分市民の飲料水のため水利権の見直しをすること。
- 2 企業局に蓄積されている内部留保について、福祉や中小業者支援等何でも使えるように県予算に繰り入れること。

【病院局】

- 1 県立病院で勤務する医師や看護師、その他の職種についている職員について、人命を預かる仕事であり、十分な医師確保及び看護師など正規職員の増員を行うこと。
- 2 県民の願いでもあった精神医療センターが開設された。精神科救急医療などに携わる医師や看護師および関係者に対して、希望を持って働けるよう十分な配慮をすること。